平成31年度中央区食品衛生監視指導計画に基づく各種事業の実施結果の概要

中央区は、食品衛生法に基づく監視指導を実施するため、毎年「食品衛生監視指導計画」を策定し、各種事業を展開しています。

このたび、中央区保健所が監視指導した平成31年度の結果概要をとりまとめましたので、食品衛生 法に基づき公表いたします。

記

[結果の概要]

1 監視指導

中央区内の食品関連営業施設(22,951施設)に対し、延べ8,120軒立ち入り検査を実施した。

2 食中毒対策

8件の食中毒(患者数36名)が発生し、これらに対して迅速な調査を実施し、原因究明に努めるとともに、被害の拡大を防止した。(有症苦情 57件、関連調査74件)

3 細菌、添加物等の検査

602検体の食品等の検査を実施した。 検査の結果、違反食品7検体を発見した。

4 違反または不良食品等の調査及び不利益処分

食品衛生法に基づく違反または不良食品等について、1件の回収指示の不利益処分を実施した。(調査・指導件数 116件)

中央区では飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、安全で安心できる食品を確保するため、区民の意見を反映した食品衛生監視指導計画を毎年度定め、これに基づき食品関連施設の監視指導をはじめ、食品の収去検査や食中毒対策、違反食品に対する不利益処分、食品衛生講習会等を実施しました。

この度、平成31年度の中央区食品衛生監視指導計画に基づく各種事業の実施結果をとりまとめましたので、お知らせします

(1) 営業許可

食品衛生法および食品製造業等取締条例に基づく飲食店営業、食料品等販売業等について、申請受付後実地検査等を実施し、営業の許可業務を行っている。(表1)

(2) 監視指導

飲食に起因する危害の発生を未然に防止するため、食品衛生監視員が食品関連施設に立入り、 食品の衛生的な取扱いならびに設備の清潔保持等について日常的に監視指導を実施し、食品の安 全性の確保を図っている。(表1)

特に大量調理施設や食品衛生法で成分規格等が定められている食品の製造業・販売業については、年間を通して重点的に監視指導を実施している。また、夏期には弁当屋、仕出し屋、すし屋、魚介類販売業、豆腐製造業、アイスクリーム類製造業などの業態を、冬期にはふぐ・生かき取扱店等を、歳末には正月用食品の製造業・販売業をそれぞれ対象に監視指導を実施している。

さらに、腸管出血性大腸菌O157やカンピロバクター、ノロウイルスによる集団食中毒を予防するため、学校給食をはじめ保育所や高齢者福祉施設について重点的に監視指導を実施している。

また、食品等の表示については、食品関連施設に立ち入り、食品表示法で義務づけられている表示事項について点検し、不適正な表示については改善指導を行っている。

近年、区内のビジネス街を中心に、昼食時間近くになると路上で弁当を販売する弁当等人力販売者に対して法令順守を徹底するよう、随時監視指導を実施している。また、「路上弁当販売監視員」を配置し、監視指導を強化している。(表 13)

(3) 食品の収去検査

適正かつ安全な食品の流通を確保するため、食品衛生法に基づき区内の食品の調理業・製造業・ 販売業から食品等を収去し、細菌検査および食品添加物等の化学検査を実施している。検査の結果、食品衛生法に違反している食品等については、その原因を追求し、営業者が再度違反を起こ さないよう指導を行っている。

また、弁当類など、食品衛生法に基準のない食品については、中央区食品細菌検査指導基準に 基づき指導を行っている。(表2、3、14)

(4) 衛生教育

食品による事故を未然に防止するには、食品関連事業者にとって食品衛生に関する正しい知識を持つことが必要である。そのため、業態別に食品関連事業者に対して、食品衛生実務講習会を開催している。

営業許可を新たに受ける時や継続時には、対象となる営業者に対し、施設基準、公衆衛生上講 ずべき措置基準、食中毒予防対策および食品衛生に関する最新情報の提供を目的とした講習会を 定期的に開催している。(表4) また、区民や団体等からの依頼に応じて「食品衛生出前講座」を開催するとともに、「食の安全 安心講習会」を開催し、区民・食品関連事業者・行政担当者による意見交換会(リスクコミュニ ケーション)を通じて食の安全・安心に関する情報の提供や相互の意見交換などを行っている。 (表5)

(5) 苦情処理

食品を原因とする喫食後の異常(おう吐、下痢等)や異物の混入、不衛生な食品関連施設など 届出られた苦情については、迅速に原因調査および改善指導等を行っている。(表6)

(6) 健康危機管理体制

飲食による危害の発生について、随時迅速に対応している。危害発生の連絡等があった場合には、直ちに関係施設や患者等の調査を行い、原因施設であることが確認された場合は、その営業者に対し営業停止等、必要な処分などを行い、被害拡大と再発の防止を図っている。(表7、8)また、区外で発生した食中毒についても、関連した食品や患者等の調査を行っている。(表9)さらに、食中毒の原因物質として近年増加傾向にあるノロウイルスについては、冬期を中心に食品関連事業者および消費者に対して食中毒予防の普及啓発等を行い、事故防止に努めている。

(7) 違反または不良食品等の調査指導

本区が実施した収去検査および厚生労働省や他の自治体等からの通報により判明した指定外添加物を使用した食品や「食品、添加物等の規格基準」に違反した食品、表示基準に違反している食品など食品衛生法や食品表示法に違反している食品について調査を実施し、回収指示や販売禁止命令等の不利益処分、適正表示等の改善指導を行っている。(表 10、11)

(8) 自主回収報告制度

東京都食品安全条例に基づき、食品関連事業者が食品等の自主回収に着手した際に、中央区では東京都と連携を図り、区内の食品関連事業者から自主回収に関する相談を受けるとともに、報告書の受理や東京都への報告を行っている。また、自主回収品の措置にかかわる指導も行っている。(表 12)

表1 施設数および監視指導状況 (1) 食品衛生法に基づく業種(その1)

	区分	30 年度末	許可		廃業	元年度末	監視指導
業	種	施設数	新規	更新	件数	施設数	件 数
	計	16, 150	2, 317	1, 430	2, 283	16, 184	5, 394
	旅館・ホテル	132	12	13	5	139	79
	バー・キャバレー	1,968	107	157	226	1, 849	283
	一般飲食店	7, 498	908	693	754	7, 652	2, 364
	民生食堂	1	0	0	0	1	3
飲	すし屋	466	486	55	495	457	135
BA	そば屋	243	15	17	20	238	32
A	仕出し屋	34	6	4	2	38	13
食	弁 当 屋	214	53	18	54	213	186
-	そう菜店	222	34	22	26	230	171
店	コンヒ゛ニエンスストア等	5	1	2	1	5	17
337	移動	0	1	2	0	1	3
営	臨時	39	5	10	12	32	4
	許可ある集団給食	209	11	22	16	204	48
業	自 動 車	79	20	11	20	79	103
	自動販売機	280	14	20	10	284	40
	天 ぷ ら 船	4	0	0	0	4	4
	屋 形 船	14	0	1	0	14	14
	小 計	11, 408	1,673	1,047	1, 641	11, 440	3, 499
喫	店舗	315	92	9	67	340	124
喫茶店営業	自動販売機	1,067	81	103	142	1,006	162
窟	自 動 車	4	2	0	1	5	5
業	小 計	1, 386	175	112	210	1, 351	291
	パン製造業	233	23	14	12	244	79
菓	生菓子製造業	311	101	32	90	322	200
子	その他の菓子製造業	229	41	16	32	238	97
製	移動	0	0	0	0	0	0
造	臨時	9	0	0	0	9	0
業	自 動 車	14	4	0	2	16	5
	小 計	796	169	62	136	829	381
	ん類製造業	1	0	0	0	1	0
	スクリーム類製造業	135	56	9	45	146	103
乳	処 理 業	0	0	0	0	0	0
	牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0	0
	製品製造業	17	0	2	2	15	3
集	乳業	0	0	0	0	0	0
巫	専業	6	1	0	1	6	9
和類	ショーケース売り	561	47	47	44	564	132
乳類販売業	自動販売機	311	16	34	33	294	41
業	移動販売車	1	0	0	0	1	0
	小計	879	64	81	78	865	182

食品衛生法に基づく業種(その2)

区 分	30 年度末	許可	件数	廃 業	元年度末	監視指導
業種	施設数	新規	更新	件数	施設数	件 数
食肉処理業	12	1	3	0	13	10
。一般	142	35	14	30	147	95
食 包 装	402	46	29	45	403	113
販 自 動 販 売 機	0	0	0	0	0	0
売	4	0	0	1	3	0
業	548	81	43	76	553	208
食肉製品製造業	13	6	0	2	17	8
. 一般	264	25	14	27	262	501
魚販 包 装	372	32	26	34	370	121
介売 自 動 車	4	0	0	1	3	0
知	640	57	40	62	635	622
魚介類せり売業	0	0	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業	11	0	0	0	11	0
食品の冷 凍 業	5	0	0	0	5	2
冷凍又は 冷 蔵 業	17	0	2	0	17	2
冷蔵業小計	22	0	2	0	22	4
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	4	0	0	0	4	0
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0	0	0
* 水雪製造業	1	0	0	0	1	0
	0	0	0	0	0	0
造(自動販売機)	1	0	0	0	1	0
業小計	2	0	0	0	2	0
氷 雪 販 売 業	7	0	0	0	7	0
食用動物性油脂	0	0	0	0	0	0
油脂植物性油脂	0	0	0	0	0	0
製造業 小 計	0	0	0	0	0	0
マーガリンまたはショートニング製造業	0	0	0	0	0	0
みそ製造業	1	0	0	0	1	0
しょう油製造業	0	0	0	0	0	0
ソース類製造業	1	0	0	0	1	0
酒類製造業	1	1	0	0	2	2
豆 腐 製 造 業	10	1	1	1	10	16
納 豆 製 造 業	0	0	0	0	0	0
めん類製造業	31	5	2	9	27	7
そうざい製造業	210	27	24	17	220	55
かん詰またはびん詰食品製造業	3	0	0	0	3	0
添加物製造業	12	1	2	4	9	3

(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく業種

業	区 分	30 年度末 施 設 数	許可件数	廃業件数	元年度末 施 設 数	監視指導 件 数
認知	三小規模食鳥処理業	25	0	1	24	4

(3) 食品製造業等取締条例に基づく業種

	_	区分	30 年度末	許可	件数	廃 業	元年度末	監視指導
業	種		施設数	新規	更新	件数	施設数	件 数
		計	1, 592	205	125	176	1,621	1, 179
		弁当等人力販売業	65	6	0	0	71	304
食		菓 子	0	2	0	2	0	0
出	行	豆腐及びその加工品	0	0	0	0	0	0
聚 浩		ゆでめん類	0	0	0	0	0	0
業	商	アイスクリーム類	0	0	0	0	0	0
等版		魚介類及びその加工品	0	0	0	0	0	0
製造業等取締		小 計	65	8	0	2	71	304
条	つ	け物製造業	9	3	0	2	10	3
例に	製	菓材料等製造業	3	1	0	1	3	0
規	粉	末 食 品 製 造 業	6	0	1	3	3	1
定す	そり	う菜半製品等製造業	7	2	1	2	7	4
り る	調	味料等製造業	22	7	1	7	22	7
る営業	魚	介類 加工業	88	9	7	9	88	38
業	液	卵 製 造 業	0	0	0	0	0	0
	食	料品等販売業	1, 392	175	115	150	1, 417	822

 業	種	_	_	区 <u></u>	分 <u></u>		30 年度末 施 設 数	報告件数	廃業件数	元年度末 施 設 数	監視指導 件 数
			計				166	17	10	173	14
	学	校	•	幼	稚	園	21	0	0	21	1
	病	院	•	診	療	所	3	1	0	4	1
給	工	場	•	事	業	所	30	1	3	28	0
食	児	童	福	祉	施	設	89	13	6	96	7
	社	会	福	祉	施	設	5	2	1	6	3
施	ボ	ラン	ケ	イジ	ア給	食	2	0	0	2	2
設	そ		0	り		他	9	0	0	9	0
	給	食(届	出具	以外)	5	0	0	5	0
	小					計	164	17	10	171	14
戼	選	別	包	<u></u>	装	業	2	0	0	2	0

(4) 東京都ふぐの取扱い規制条例に基づく業種

* ************************************	 種		区 /	分 ——	30 年度末 施 設 数	認証数	返納数	元年度末 施 設 数	監視指導 件 数
S	ぐ	取	扱	所	713	46	328	431	215
S	ぐ加工	製品	取 扱	施設	757	104	55	806	90

(5) 食品衛生法施行細則に基づく業種

	ア ス					エケナロ すた 大夫
業	区 分 種	30 年度末 施 設 数	報告件数	廃業件数	元年度末 施 設 数	監視指導 件 数
	計	3, 711	1	0	3, 712	1, 224
シケノ、	製粉・精米・精麦業	45	0	0	45	10
許な 可い	つ け 物 製 造 業	4	0	0	4	10
を製	その他 一般食品	33	1	0	34	11
要造し業	製造業 乳 肉 食 品	18	0	0	18	10
	小計	100	1	0	101	41
許	魚介類加工品販売業	171	0	0	171	228
許可、	乳 製 品 販 売 業	221	0	0	221	81
を要しな	アイスクリーム類販売業	294	0	0	294	75
l l	野菜果物販売業	299	0	0	299	139
ない	菓子 (パンを含む) 販売業	708	0	0	708	177
食	主 食 販 売 業	65	0	0	65	66
L 販	酒類・調味料販売業	307	0	0	307	97
食品販売業	その他の食品販売業	1, 036	0	0	1,036	320
兼	小計	3, 101	0	0	3, 101	1, 183
舎勺	食器具容器包装製造業	35	0	0	35	0
器装	食器具容器包装販売業	288	0	0	288	0
具おも	おもちゃ製造業	0	0	0	0	0
食器具容器	おもちゃ販売業	45	0	0	45	0
台中・マ	小計	368	0	0	368	0
添	加物製造業	8	0	0	8	0
添	加物販売業	134	0	0	134	0
乳	さく取業	0	0	0	0	0

業種	区 分 業 種		30 年度末 施 設 数	報告件数	廃業件数	元年度末 施 設 数	監視指導 件 数			
		計				45	13	2	56	25
取生	飲	食	店	営	業	45	13	2	56	25
扱 食施 用	食	肉	処	理	業	0	0	0	0	0
設 食	食	肉	販	売	業	0	0	0	0	0
肉	給	食		施	設	0	0	0	0	0

表 2-1 収去検査状況【細菌検査】

衣2 1 秋云快直秋0		.,,,,										
		合	計				ļ	勺	訓	7		
項目			ьl			玉	産 品			輸	人品	
	検	適	不	法	検	適	不	法	検	適	不	法
	体	• 適	良	違 反	体	• 適	良	違 反	体	• 適	良	違 反
食品分類	数	造法	数	数数	数	造法	数	数数	数	法	数	数数
魚介類およびその加工品	59	53	6	0	58	52	6	0	1	1	0	0
冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肉・卵類およびその加工品	38	38	0	0	38	38	0	0	0	0	0	0
乳・乳製品・乳類加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	23	21	0	2	23	21	0	2	0	0	0	0
農産物およびその加工品	10	8	2	0	10	8	2	0	0	0	0	0
菓 子 類	61	58	3	0	61	58	3	0	0	0	0	0
飲料・氷雪・水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そうざい類およびその半製品	226	196	30	0	226	196	30	0	0	0	0	0
その他の食品	98	75	23	0	98	75	23	0	0	0	0	0
添加物および添加物製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具・容器包装・おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	515	449	64	2	514	448	64	2	1	1	0	0

(注) 不良数 : 中央区食品細菌検査指導基準に基づき判定した結果、「不良」となった食品の数 法違反数: 食品衛生法に規定されている「食品、添加物等の規格基準」に違反した食品の数

表 2 - 2 収去検査状況【化学検査】

	,	\ =	:		F	勺	ij	尺	
項目	1	1 = 1	i I	玉	産	品	輸	ì入	品
食品分類	検体	適	法違反数	検体数	適	法違反数	検体	適	法違反数
A VALLEY OF THE	数	法	数。	数	法	数	数	法	数。
魚介類およびその加工品	27	27	0	27	27	0	0	0	0
冷 凍 食 品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肉・卵類およびその加工品	5	5	0	5	5	0	0	0	0
乳・乳製品・乳類加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農産物およびその加工品	23	22	1	18	17	1	5	5	0
菓 子 類	19	15	4	18	14	4	1	1	0
飲料 · 氷雪 · 水	3	3	0	1	1	0	2	2	0
そうざい類およびその半製品	2	2	0	2	2	0	0	0	0
その他の食品	8	8	0	5	5	0	3	3	0
添加物および添加物製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具・容器包装・おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	87	82	5	76	71	5	11	11	0

(注) 法違反数: 食品衛生法に規定されている「食品、添加物等の規格基準」または 食品表示法に規定されている「食品表示基準」に違反した食品の数

表 3 汚染源調査状況 (現場簡易検査等) (単位:件)

内 容	件数
汚染源調査	6, 037

食品、器具・容器、まな板、ふきん、手指など

表 4 衛生教育実施状況

対 象	開催回数	受講人員
計	88(1)回	3,567(86)人
業者	84 回	3,459 人
一般	4(1)回	108 (86) 人

()内は出前講座の再掲

表5 意見交換(リスクコミュニケーション)実施状況

対象	令和元年11月7日
刘参	銀座ブロッサム
計	134人
業者	124 人
一般	10人

表 6 苦情処理状況

(単位:件)

内容	件数
計	254
不衛生な食品取扱施設	43
食品腐敗・変敗(カビ・異味も含む)	22
異物の混入	22
喫食後の異常 (おう吐・下痢等)	46
路上での弁当販売	15
その他※	106

※排気排煙による近隣苦情など

表7 食中毒発生状況(区内の施設から発生した食中毒事件)

発生月	原因食品	病因物質	喫食者数	患者数	不利益処分等	責任の所在
4	会食料理	ノロウイルス	20 人	15 人	営業停止5日間	飲食店営業
6	会食料理 (焼鳥を含む)	カンピロバクタ	17 人	10人	営業停止5日間	飲食店営業
7	炙りしめさば	アニサキス	2人	1人	営業停止1日間	飲食店営業
10	飲食店の食事 (鶏刺しを含む)	カンピロバクタ	2人	2人	営業停止7日間	飲食店営業
10	飲食店の食事 (加熱 不十分な鶏料理を 含む)	カンピロバクタ	2人	2人	営業停止7日間	飲食店営業
12	刺盛り(しめさば、 イカ等)	アニサキス	2人	1人	営業停止1日間	飲食店営業
2	しめさば	アニサキス	2人	1人	営業停止1日間	魚介類販売業
3	飲食店の食事	ノロウイルス	4人	4人	営業停止6日間	飲食店営業

表8 有症苦情調査状況(食中毒には至らなかったが、区内の施設から発生した症状を伴う事件)

調査件数	調査対象施設数	調査対象者数
57件	57 施設	178 人

※ 飲食店等からの相談件数52件、感染症調査件数13件

表9 食中毒関連調査状況(区外の施設で発生した事件について調査した件数)

調査件数	調査対象施設数	調査対象者数
74 件	84 施設	32 人

表 10 食品衛生法に基づく違反または不良食品等の調査状況

(単位:件)

五10	大品[1] 主[A] - (人)	7278 及及間号 77 明直 177 171		(十1年:117	
区分		違反または不良食品の発見先		主な違反等の内容	
		区 内	区 外		
	計	59	57		
	食品衛生法第6条違反	0	9	異物混入	
	ッ 第10条違反	0	0		
違 反	ッ 第11条違反	1	34	成分規格違反	
内	食品表示法違反	10	11	表示違反	
容	不 良 食 品 等	10	3	苦情 (異味、異臭)、衛生規範に 不適合等	
	東京都ふぐの取扱い規制 条例違反	0	0		
	事業者からの報告	38	0	賞味期限切れの食品を販売等	

表 11 不利益処分等(食中毒に関する不利益処分等は表 9 のとおり)

処分月	違反食品等	数量	違反理由	違反条文	処分等内容	業 種
6	「輸入」 生鮮アボカド	3, 200CT (19, 200kg)	残留農薬「ビフェトリ ン」0.04ppm検出(一 律基準値0.01ppm)	食品衛生法 第 11 条第 3 項違反	回収指示	食品の輸入業

	区 分	条例対象	(参考)条例対象外	主な違反等の内容
	計	9	14	
	食品衛生法第6条違反	2	2	異物混入、カビの発生
净	〃 第 10 条違反	0	0	
違反内容	〃 第 11 条違反	0	0	
	食品表示法違反	3	6	アレルギー物質の表示欠落、 賞味期限を設定より長く記載
	不良食品等(法違反に該当 しないもの)	4	6	健康への悪影響を未然に防止 する観点から回収するもの

⁽注)「条例対象外」とは、東京都食品安全条例に基づく自主回収報告制度の対象にはならないが、事業者から自主回収に伴う相談や情報提供を受けたものをいう。

表 13 路上における弁当販売の監視件数

21 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					
	営業施設数	苦情件数	保健所職員 監視数	路上弁当販売 監視員監視数	監視数合計
弁当等人力 販売業	71 許可済証 交付人数 156	37	304	662	966
自動車	99		174	285	459
合計	170	37	478	947	1,425

[※]店頭販売についても路上弁当販売監視員が監視を行っている(176件)。

表 14 収去検査状況【細菌検査】弁当類(再掲)

種類	検体数	適	不良数
計	98	75	23
弁当等人力販売	15	12	3
店舗等販売弁当	83	63	20